# 〈ひろぎん〉バリューワンDC特約

広島銀行 DC カードをお申し込みの方は除きます。

**第1条（バリューワンとは）**

（1）バリューワン（以下「本件カード」といいます。）とは、株式会社広島銀行（以下「当行」といいます。）が三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と共同で発行するカードで、1枚のカードで〈ひろぎん〉クレジットカードDC会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）と〈ひろぎん〉カード規定（以下「カード規定」といいます。）に定めるサービス（以下「キャッシュカードサービス」といいます。）とをご利用できるものをいいます。

（2）本件カードにおいては、クレジットカードサービスは当行および三菱UFJニコスが、キャッシュカードサービスは当行が各々利用者に提供します。利用者はこの〈ひろぎん〉バリューワンDC特約（以下「本特約」といいます。）および会員規約ならびにカード規定を承認のうえ本件カードを利用していただくものとします。なお、カード規定には、〈ひろぎん〉ICキャッシュカード特約を含むものとします。

（3）本件カードのキャッシュカードサービスにデビットカードサービスが付加された場合において、契約者が、本件カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両サービスを使用できる加盟店において本件カードを使用してショッピングを行う場合には、本件カードの提示の際に、いずれかのサービスを利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

（4）本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となります。なお、支払預金口座に指定することのできる口座は、当行所定の総合口座の普通預金口座に限らせていただきます。

（5）本件カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行および三菱UFJニコスそれぞれからお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

**第2条（本件カードの貸与・返却について）**

（1）本件カードの所有権は当行に帰属します。利用者へは、当行および三菱UFJニコスの承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもってカードを利用・管理するものとします。

（2）利用者は本件カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。

（3）当行および三菱UFJニコスから本件カードの返却の請求があった場合は、利用者はその請求に従って本件カードを返却するものとします。

**第3条（本件カードのお申込みおよび審査）**

（1）本件カードのお申込みは、広島銀行で受付けるものとします。本件カードのクレジットカードサービスの利用のお申込みについては当行および三菱UFJニコスで会員資格の審査をさせていただくものとします。

（2）本件カードの交付は前項の会員資格の審査が終了した後になります。前項の会員資格の審査結果で、資格を満たさない場合（以下「クレジットカード利用不可の場合」といいます。）に限り、当行から本件カード申込書記載の連絡先に連絡させていただきます。

（3）審査結果がクレジットカード利用不可の場合には、当行のキャッシュカードを交付します。

**第4条（本件カードの作成および交付）**

(1)前条により当行および三菱UFJニコスが利用者として承認した方(以下「契約者」といいます。)に、本件カードを交付します。
(2)当行および三菱UFJニコスは本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても当行および三菱UFJニコスが指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
(3)本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえその指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本件カードのお申込みが必要となります。

**第5条(本件カードの記載事項・有効期限)**

(1)本件カードについては表面に次の事項を記載します。
①クレジットカード会員番号
②支払預金口座の口座番号
③契約者名(預金者名・会員名)
④カード有効期限
(2)前項の③の契約者名は、本件カードの申込書記載の契約者名または申込書記載のカード表記用のお名前で表記させていただきます。このお名前は当行にお届出の支払預金口座の口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本件カードのお申込みについては、屋号付の名称や通称は受付けません。
(3)第1項の④のカード有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
(4)本件カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスのご利用の際に必要に応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

**第6条(有効期限更新時の取扱い)**

(1)本件カードの有効期限が到来する場合、当行および三菱UFJニコスが引続き利用者として承認する契約者に対しては有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、本件カードの作成および交付については、第4条に準じるものとします。
(2)前項の場合において当行および三菱UFJニコスがクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、本件カードによるキャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
(3)前項の場合において、特に契約者本人の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカード用暗証番号を含め本件カードでの当行との間のキャッシュカードサービスに関する契約は、そのまま継続するものとします。

**第7条(カードの盗難・紛失)**

(1)契約者は、本件カードを盗難・紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行または三菱UFJニコスにすみやかに連絡するものとします。
(2)前項の場合において契約者から届出を受けた当行は、その判断により三菱UFJニコスにカードを喪失した旨の連絡があったことを通知するこ

とができるものとします。当行および三菱UFJニコスは、この通知に基づき当該カードの利用停止などの措置をとることがあります。

(3)第1項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)で受付けるものとします。本件カードの喪失に伴うカード再発行のお申込みについても同様とします。また、この届出の前に生じた損害については当行および三菱UFJニコスは責任を負いません。

(4)第1項の連絡を受けた場合は、当行または三菱UFJニコスはカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。当行または三菱UFJニコスのシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における契約者の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

**第8条(本件カードの使用不能)**

(1)万が一本件カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行の取引店(支払預金口座のある口座店になります。)にご照会ください。

(2)本件カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合には、契約者は本件カードの支払預金口座のある当行の口座店で所定の手続を行うものとします。

**第9条(届出事項の変更について)**

(1)住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に所定の書面により届出るものとします。この所定の書面による届出の前に生じた損害については当行および三菱UFJニコスは責任を負いません。

(2)氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、必ずカードを作成し直す必要がありますので、本件カードは当行に返却してください。

(3)前項の場合も含めて届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合には、新しいカードが交付されるまでの間は本件カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生した場合でも当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。

**第10条(本件カードのカード種類の変更など)**

(1)本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。

(2)本件カードについての支払預金口座を当行以外の金融機関に変更することはできません。

**第11条(本件カードの利用停止)**

(1)当行および三菱UFJニコスは、契約者が本特約または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行および三菱UFJニコスは契約者に特に催告することなく本件カードが利用可能な自動機や当行および三菱UFJニコスの加盟店を通じて本件カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰

す事由による場合を除き、責任を負いません。
(2)本件カードのクレジットカードサービスの利用について、本件カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本件カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行および三菱UFJニコスは本件カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本件カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。但し、当行および三菱UFJニコスはサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。
(3)前項の場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。但し、当行はサービスの利用の停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
(4)本件カードのキャッシュカードサービスの利用について、第2項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第3項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。

**第12条(本件カードの解約・会員資格の取消について)**

(1)契約者は本件カードをいつでも解約することができます。但し、解約にあたっては当行所定の書面を当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に提出し、総合口座貸越型カードローンに係る債務がある場合、総合口座貸越型カードローンに係る債務全額を弁済してください。この場合、本件カードは当行に返却してください。
(2)本件カードのクレジットカードサービスについては会員規約に基づいて当行および三菱UFJニコスが会員資格を取消すことができます。この場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスに係る契約(〈ひろぎん〉バリューローン契約がある場合は〈ひろぎん〉バリューローン契約を含みます。)を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。またこの場合、当行は「手のひら認証サービス」に係る契約についても、特に契約者に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
(3)前項の他に、当行および三菱UFJニコスは契約者が本特約または会員規約もしくはカード規定に違反したと認めた場合には、本件カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

**第13条(当行からの相殺)**

(1)契約者がショッピング、並びにキャッシングの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いの手数料、遅延損害金、キャッシング利用代金、利息、遅延損害金等この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
(2)前第1項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

**第14条(契約者からの相殺)**

(1)契約者は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から

生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
(2)前第1項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行へ提出してください。
(3)前第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

**第15条(本件カードの利用・機械の誤操作について)**

(1)本件カードのご利用については、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いのないように利用してください。
(2)本件カードのご利用について、現金自動預入支払機(ATM)などに本件カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本件カードが会員規約ならびに本特約、カード規定および自動機などの所定の案内通りに利用されたうえは、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消しまたは訂正はできません。

**第16条(準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所)**

(1)本件カードに係る契約に関する準拠法は全て日本法とします。
(2)本特約において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、キャッシュカードサービスについては、カード規定、普通預金規定、ひろぎん総合口座取引規定、振込規定その他当行の定める規定を適用します。
(3)本特約によるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず契約者の住所地、当行の本店所在地、また三菱UFJニコスの本社所在地を管轄とする簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

**第17条(特約の改定)**

本特約の変更について、当行または三菱UFJニコスから変更内容を通知した後または新特約を送付した後にカードを利用したときは、契約者が変更事項または新特約を承認したものとみなします。